

一般廃棄物処理業許可証

住 所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)	埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目2番18号 (埼玉県鶴ヶ島市大字高倉1217番地5)
名 称	クリーンシステム株式会社
氏 名 (法人の場合は代表者氏名)	代表取締役社長 町田 哲雄
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(ごみ)、特定家庭用機器廃棄物
収集・運搬及び処分の別	収集・運搬
許可の期間	自 令和4年4月1日 至 令和6年3月31日
許可の条件	別紙のとおり

埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第21条第1項の  
規定により上記のとおり許可する。

令和4年3月30日

埼玉西部環境保全組合  
管理者 齊藤 芳久





## 一般廃棄物処理業許可条件

- 1 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「埼玉西部環境保全組合の処理及び清掃に関する条例」を遵守すること。
- 2 埼玉西部環境保全組合一般廃棄物処理計画に従い収集・運搬を行うこと。
- 3 搬入する一般廃棄物は、当組合管内（鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町及び越生町）から発生したものに限る。
- 4 高倉クリーンセンターに搬入できるものは、可燃物とする。
- 5 川角リサイクルプラザに搬入できるものは、不燃物及び紙・布類を除く資源物とする。  
ただし、事業所から排出されたものに関しては、資源となるびん・かん類（製造・使用・販売したものを除く）に限る。
- 6 高倉クリーンセンターへの搬入に当たっては、指定ルートを必ず通行すること。  
ただし、鶴ヶ島市内の収集運搬業務で、指定ルートを通行できない場合はこの限りではない。
- 7 当組合施設への搬入に当たっては、徹底した分別を図るとともに可能な限りリサイクルを推進し、搬入量の減少に努めること。  
また、管外の市町村から発生した廃棄物は搬入しないこと。
- 8 運搬及び搬入に当たっては、積載物の落下、飛散防止の処置（トラックはシートを掛ける。収集車のテールゲートは、必ず閉める。）を行うとともに、臭気漏れなどの発生防止策を講じること。
- 9 搬入車両は、常に清掃を行い清潔に保つこと。
- 10 組合施設内においては、常に徐行運転を励行すること。  
また、高倉クリーンセンターのプラットホーム内では、転落防止用のチェーンを必ず装着し、事故防止に努めること。
- 11 毎月10日までに前月分の一般廃棄物状況報告書（様式第15号）を提出すること。  
また、特定家庭用機器廃棄物の許可を得ている場合は、毎月10日までに前月分の実績報告を提出すること（様式は問わないが、排出場所、品目の内訳、台数を明確にする）。
- 12 委託契約報告書、車両調書等、申請内容に変更や異動が生じた場合は速やかに変更申請（様式任意）を提出すること。
- 13 ごみ検査において、違反ごみの搬入が判明した場合、搬入停止又は許可を取り消す場合がある。
- 14 組合管内で収集運搬業務中に発生した第1号及び第2号に該当する事故については、速やかに文書で当組合に報告すること。なお、事故があつたにもかかわらず報告がない事等（虚偽の報告を含む。）が判明した場合は、搬入停止又許可を取り消す場合がある。
  - (1) 施設等や民地内等で起きた事故の場合
    - ア 全ての人身事故
    - イ 重大な物損事故  
例 事業所における燃料タンク等の危険物施設等への物損事故、児童生徒に関する施設内での物損事故
    - ウ 埼玉西部環境保全組合の敷地内での全ての事故
  - (2) 公道上で事故が起きた場合
    - ア 全ての人身事故
    - イ 重大な物損事故
- 15 事前協議を行った排出者から出される食品残渣等を組合管外に運搬する場合は、申請

した施設（株式会社アイル・クリーンテック（埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山328）、オリックス資源循環株式会社（埼玉県大里郡寄居町三ヶ山313）、株式会社農業技術マーケティング（千葉縣市川市本行徳2554番地63））へ搬入すること。

16 その他、組合の指示に従うこと。

## 教 示

- 1 この許可に不服がある場合には、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、埼玉西部環境保全組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この許可については、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、埼玉西部環境保全組合を被告として（訴訟において埼玉西部環境保全組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。